

質 疑 ・ 回 答 書

令和4年 4月 28日

No.	質 疑 事 項	回 答
1	業務体制について 現場相談所(事務所)の開設や常駐が必要か	必要ありません。
2	業務従事者の報告人数について 業務従事者(主担当)は最低限何名必要か	特記仕様書第8条のとおり。
3	譲渡所得等の課税の特例について 税務事前協議は完了しているか	大阪府枚方土木事務所で協議予定。
4	土地境界確定の実施状況 交渉対象案件数に対しての実施件数	今年度完了に向けて用地測量を実施中。
5	調査算定業務の実施状況 交渉対象案件数に対しての実施件数	今年度より順次発注予定。
6	調査算定成果品の点検調製状況 交渉対象案件数に対しての実施件数	今年度より順次実施予定。
7	照合業務について 補償コンサルまたは枚方市によって点検調製された後に、確認された成果品の貸与を受けるという認識でよいか	その認識でよい。
8	B-口の交渉権利者数の内容についての確認 (例:多数相続案件、区分所有建物敷地)	機械設備および居住の用に供されている借家人に係るもの。
9	補償金支払いに対する、予算執行額について 各年度 補償予算(予算)の執行計画の確認	令和7年度末までに土地購入費および物件補償費の予算を約40億円見込んでいる。

枚方市 総務部 契約課

TEL: 072-841-1345、 FAX: 072-841-2015

E-mail 送付先: keiyaku-kouji@city.hirakata.osaka.jp (工事)
keiyaku-itaku@city.hirakata.osaka.jp (委託)
keiyaku-buppin@city.hirakata.osaka.jp (物品)